《提出書類一覧》

- * 下線の書類は必ず原本を提出してください。他の書類はコピーで構いません。
- * ここに挙げたものは一例です。申立ての内容によっては、これ以外の資料もご提出いただく場合があります。
- * <u>成年後見関連事件について</u>,個人番号(マイナンバー)は必要ありません。提 出資料にマイナンバーが記載されている場合は、その部分を黒く塗りつぶすか、 隠してコピーを取った上で、マイナンバーが写っていないコピーを提出してくだ さい。

<u>C 0 %</u>	
書類	備 考
1 申立手続書類	
【成年後見・保佐・補助 共通】	
□ <u>申立書</u>	
□ <u>申立事情説明書</u>	
□ <u>本人の意見書</u>	本人による申立てではない場合に提出
□ 診断書(成年後見制度用)	申立書セットの用紙を使用し、作成日から3か月
	以内のものを提出
□ 本人情報シート	作成日から1か月以内の原本を医師に提出し、コ
	ピーを裁判所に提出
□ 親族関係図	本人の推定相続人は全員を記載する。
□ 親族の意見書	本人の推定相続人(もらうのが困難な場合はなくても可)
□ 後見人等候補者事情説明書	候補者がいる場合には、候補者自身が作成する。
□財産目録	26ページを参考に作成する。
□ 収支予定表	27ページを参考に作成する。
【保佐開始の場合】	
□ 代理行為目録	代理権付与を求める場合に提出
【補助開始の場合】	
□ 同意行為目録	同意権付与を求める場合に提出
□ 代理行為目録	代理権付与を求める場合に提出
2 本人に関する書類	
□ 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)	本籍地の市区町村役場に請求し、発行日から3か
	月以内のものを提出
□ 住民票(又は戸籍附票)	住民登録している市区町村役場に請求し、(戸籍附票は
	本籍地)発行日から3か月以内のものを提出
□ 登記されていないことの証明書	法務局に請求。発行日から3か月以内のものを提出
□ 障害者手帳・療育手帳等	所持している場合のみコピーを提出
3 後見人候補者に関する書類	住民登録している市区町村役場に請求し、発行日
□ 住民票	から3か月以内のものを提出
□ 法人の場合は、商業登記簿謄本	法人が、申立てをする裁判所で選任歴がある場合はコピ
	ーによる提出が可能
4 本人の財産(収支)に関する書類	
(1) 定期的な収入に関する資料	

□ 源泉徴収票又は確定申告書	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
□ 年金証書又は年金改定通知書	同上
(2) 定期的な支出に関する資料	
□ 施設利用料,家賃が分かるもの	おおむね過去3か月分。所持している場合のみコピーを提出
□ 国民健康保険料・介護保険料納付書	直近のもの。所持している場合のみコピーを提出
□ 固定資産税納付書	同上
□ 医療費の領収書	おおむね過去3か月分。所持している場合のみコピーを提出
(3) 預貯金に関する資料	財産資料のコピーの取り方を参照 通帳全てにつ
□ 預貯金通帳又は証書	いて、申立日から過去1年分のコピーを提出
(4) 株式,投資信託などの金融資産に関する	直近のもの。手元にない場合は証券会社に請求
資料	し、発行を受けてコピーを提出
□ 有価証券取引残高報告書	
(5) 不動産に関する資料	
□ 不動産登記事項証明書	法務局に請求し、発行を受けて提出
□ 固定資産評価証明書又は固定資産税納	証明書は当該不動産が存在する市区町村役場に請
税通知書	求し、発行を受けて提出
(6) 保険契約に関する資料	本人が契約者又は受取人になっているもの
□ 保険証書	コピーを提出
(7) 債権・負債に関する資料	貸付金,損害賠償金など
□ 金銭消費貸借契約書及び償還表	コピーを提出
(8) その他	申立ての動機が遺産分割協議(相続放棄手続)の
□ 本人が相続人となっている相続財産目録	場合に提出
□ 相続財産目録に記載した財産の資料	同上(可能な範囲で可)
□ 本人が受領予定の生命保険金の保険証書	同上(可能な範囲で可)
5 由立孝田	

5 申立費用

(1) 申立手数料の収入印紙 1件あたり800円

後見開始,保佐開始=800円

保佐(補助)開始+代理権付与=1600円

保佐(補助)開始+同意権付与=1600円

補助開始+代理権付与+同意権付与=2400円

(2) 後見登記手数料の収入印紙 2600円分(申立書に貼らないでください)

(3) 郵便切手

券 種	後見開始	保佐開始·補助開始
500円切手	4枚	6枚
100円切手	7枚	7枚
84円切手	7枚	7枚
10円切手	20枚	20枚
5円切手	3枚	3枚
1円切手	15枚	15枚
合 計	3518円	4518円